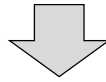


南陽市空き家に付属した農地取扱いフローチャート

1 南陽市空き家に付属した農地への指定申請方法（農地所有者より申請）

空き家に付属した農地指定申請書（様式第1号）	担当 農業委員会
------------------------	-------------



農地指定申請書に基づく調査（現地確認等）	担当 農業委員会
農業委員会総会で審査（毎月25日前後）※1	
空き家に付属した農地の指定（若しくは未指定）の決定	
告示（申請者へ結果を通知）	
担当課（建設課）へ指定（未指定）の結果報告	

2 農業委員会の農地売買等の申請方法（農地所有者、農地譲受者双方による申請）

農地の譲受人が下限面積30アールをクリアしている。

YES

NO

・定住促進や遊休農地の解消を図るため「南陽市空き家バンク」を介しての農地取得希望者のみを対象とし、遊休農地につながることを防ぐために申請時に誓約書等の提出をする。
（譲受けに必要な申請書類）

- ① 耕作する旨の誓約書（様式第2号）※2
- ② 農用地利用計画書（様式第3号）
- ③ 空き家に居住することが確認できるもの、売買契約書（写）、賃貸契約書（写）など

農地所有者（譲渡人）と譲受人の双方にて農地法による第3条申請（毎月10日締切）※1

【農業委員会総会（毎月25日前後※1）にて審査】

農地法等による第3条許可

※1 休日等によって、日程を変更する場合がありますので、事務局へお尋ねください。

※2 取得した農地を継続して耕作する旨の誓約書（誓約書の期間は5年間）